子育で



児童扶養手当現況届の提出につい

児童扶養手当受給資格者は毎年8 月に現況届の提出が必要となりま す。提出がない場合、手当の支給が 差止となります。また、所得超過に より全部停止の方も資格更新のため に提出が必要となります。

●日時

- ▶8月7日泳~9日逾9:00~11:45、 13:00 ~ 18:50
- ▶8月10日 (13:00 ~ 11:45、13:00 ~ 15:50
- ●場所 市役所本庁舎 1 階 102 会議室 ※8月13日火~30日金は本庁舎3 階の子ども幸福課窓口で受付を行 います。対象者には7月に通知 をお送りします。

問申子ども幸福課 本3階

10 2 8 7 - 2 3 - 8 9 3 2

ひとり親家庭医療費助成受給資格 者証の更新について

ひとり親家庭医療費助成の受給者 の方は、毎年8月に更新申請書の 提出が必要です。児童扶養手当を受 給されていない方は、助成対象者全 員分の健康保険証を持参のうえ、8 月中に子ども幸福課窓口で更新手続 きを行ってください。

問申子ども幸福課 本3階

■0287-23-8932

健康・福祉



7月28日は「世界肝炎デー」です

「世界肝炎デー」は、世界保健機構 (WHO)が 2010年に定め、世界レ ベルでのウイルス性肝炎のまん延防 止、患者・感染者に対する差別・偏 見の解消、感染予防の推進を図る事 を目的としています。

世界肝炎サミットで発表された 「2024世界肝炎報告書」によると、 ウイルス性肝炎による推定死亡者数 は、2019年の110万人から2022 年には130万人に増加しています。

肝炎は肝臓の細胞に炎症が起こ り、肝細胞が壊される病気です。特 にウイルス性肝炎は、自覚症状がな く、本人が気づかないうちに肝硬変 や肝がんへ移行する恐れがあります が、早期発見・早期治療により、重 症化を予防する事が出来ます。

市の集団検診でも、40歳以上で 過去に受診した事がない方は無料 でB型・C型肝炎ウイルス検査を受 診できます。これまで受診された事 がない方は、この機会に受診をしま しょう。検査結果が陽性であった場 合には、自覚症状がなくても精密検 査が必要です。

問健康政策課 本3階

10 2 8 7 - 2 3 - 7 6 0 1

個別(医療機関)健診が始まりました

市では、集団健診のほかに、「個別 (医療機関)健診(基本健診・一部のが ん検診)」を実施しています。個別健 診は、7月開始となります。すでに 申し込みをされている方には、6月 に書類を発送しました。

●対象者

【基本健診】

- ①昭和60年3月31日以前に生ま れた方で、大田原市国民健康保険加
- ②大田原市に住所がある、後期高齢 者医療保険加入者

【乳がん・子宮がん検診】

令和7年3月31日までに、下記の 年齢に該当する女性

- ▶乳がん…30歳以上
- ▶子宮がん…20歳以上
- ※いずれも、今年度の集団健診など をすでに受診した方、受診予定の 方は受診できません。

●受診期間

7月1日月~令和7年2月28日金

●受診方法

健康政策課へ電話で申し込み後、必 要書類が届いてから、指定医療機関 へ直接予約

●費用

- ▶基本健診 1,000 円
- ▶乳がん検診 1,500円
- ▶子宮がん検診(頸部検査) 1,500 円、(頸部・体部検査)2,200円
- ※ 70歳以上の方、「女性特有のが ん検診の無料クーポン券」をお持 ちの方(対象者へ5月に送付済) は、無料で受診できます。
- ※今年度から、基本健診を受診でき る医療機関が増えました。詳細は 市肥をご覧ください。

間健康政策課 本3階

0287-23-7601



災害時避難行動要支援者名簿を作 成しています

市では、災害対策基本法に基づき、 災害時に自力での避難が難しい方の 情報を掲載した「避難行動要支援者 名簿」を作成しています。

この名簿は、災害発生時や災害発 生の恐れがあるときに、避難支援関 係機関に提供され、安全確認や避難 支援に役立てられます。また、本人 の同意が得られた方の名簿は、平常 時から自治会や民生委員などの避難 支援関係機関に提供し、見守り活動 や防災訓練などに役立てられます。

なお、名簿掲載基準の①~④に 該当する方には、7月末までに名簿 情報の外部提供に関する同意確認通 知を送付します。母に該当する方で、 名簿への掲載を希望する方は申請が 必要となりますので、福祉課までお 問い合わせください。

なお、福祉施設や医療機関などに 長期間、入所・入院をしている方は 名簿掲載の対象となりません。

- ●名簿掲載基準(令和5年11月改正)
- 次の
 ~
 ⑤のいずれかに該当する方
- ●要介護3以上と認定された方
- ②身体障害者手帳1級または2級の方
- ❸療育手帳 A1 または A2 の方
- ●精神保健福祉手帳1級の方
- ⑤上記に準ずる状態にある方
- ●名簿記載情報 氏名、生年月日、 性別、住所、電話番号、避難支援を 必要とする理由など

問福祉課 本3階

■0287-53-7156 **EXI** 0 2 8 7 - 2 3 - 1 3 8 9



☐ fukushi@city.ohtawara.tochigi.jp

人工肛門・人工膀胱を持つ方のた めの講習会・相談会

人工肛門・人工膀胱を持つ方の日 ごろの問題を解決し、正しいストー マケアについての知識を習得する講 習会・相談会です。

- ●日時7月21日 回13:00~15:30
- ●場所 トコトコ大田原 3 階視聴覚室
- ※立体駐車場を利用する場合は、会 場に駐車券をお持ちください。
- ●講師 皮膚・排泄ケア認定看護師 川上 小百合 氏 (那須赤十字病院)
- ●費用 無料
- ●定員 20 名(先着順)
- ●申込方法 下記へ電話で申し込み 間栃木県オストミー協会事務局 岩田 **1**0 2 8 4 - 4 3 - 0 1 4 4

年金・国保



国民年金の加入方法

国民年金は、だれもが加入する公 的年金制度です。基本的に日本に住 む20歳以上60歳未満の全ての方 は国民年金に加入する義務がありま

加入者は、職業などによって3つ のグループに分かれており、それぞ れ加入手続きが異なります。

●第1号被保険者

20 歳以上 60 歳未満の農業者、自営 業者、学生、フリーター、無職の方、 60歳未満で会社を退職された方な

※加入手続きは、ご自身で住所地の 市役所国民年金窓口で行います。

●第2号被保険者

会社員や公務員などの厚生年金保険 に加入されている方

※加入手続きは勤務先が行います。

●第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている 20歳以上60歳未満の配偶者(年収 が 130 万円未満であり、かつ配偶者 の年収の2分の1未満)の方

※加入手続きは第2号被保険者の 勤務先を経由して行います。

問大田原年金事務所

10 2 8 7 - 2 2 - 6 3 1 1

問国保年金課 本2階

10 2 8 7 - 2 3 - 8 8 5 7

国民年金保険料免除等の申請につ

保険料を納め忘れの状態で、 万一、障害や死亡といった不慮の事 態が発生すると「障害基礎年金」や 「遺族基礎年金」を受給できない場合 があります。

経済的な理由などで国民年金保険 料を納付することが困難な場合に は、保険料の納付が免除・猶予とな る「保険料免除制度」や「納付猶予制 度(50歳未満)」をご利用ください。 令和6年度分(令和6年7月分から 令和7年6月分まで)の免除等の受 け付けは令和6年7月1日から開 始となります。

また、申請時点の2年1か月前 の月分まで遡って申請することがで きます。

失業を理由とした特例による免除 承認の場合には、離職票の添付が必 要です。

審査は、住民税の申告内容をもと に行いますので、所得の申告を忘れ ずに行ってください。

- 問大田原年金事務所
- **1**0 2 8 7 2 2 6 3 1 1 (音声案内 2→2)
- 問国保年金課 本2階
- **1**0 2 8 7 2 3 8 8 5 7

国民健康保険被保険者証および後 期高齢者医療被保険者証が更新さ れます

現在お使いの国民健康保険被保険 者証および後期高齢者医療被保険 者証(保険証)の有効期限は、令和6 年7月31日までです。

8月から使用する保険証は、7月 中旬から下旬に郵送しますので、8 月1日以降は、今回お送りする新 しい保険証を医療機関などの窓口に 提示してください。また、現在お使 いの保険証は、8月1日以降、ご自 身で破棄するか大田原市国保年金課 まで返却してください。

なお、新しい保険証は、保険証の 発行が廃止になる令和6年12月2 日以降でも内容に変更がなければ有 効期限(令和7年7月31日)までお 使いいただけます。有効期限到来後 はマイナンバーカードをご利用くだ さい。マイナンバーカードを取得し ていない方、マイナンバーカードを 取得しているが健康保険証利用登録 を行っていない方については、資格 確認書が交付されます。

今回は、新しい保険証の送付とと もに、被保険者の方に安心してマイ ナンバーカードを保険証として利用 していただけるよう、個人番号の下 4桁をお知らせしていますのでご自 分のマイナンバー下4桁と一致す るか、ご確認ください。

- ※保険証が届かないときは8月19日
- ※期間中に 75 歳になる方など、一 部の方は有効期限が異なりますの で、ご注意ください。

【国民健康保険の限度額認定証について】

国民健康保険の限度額認定証をお 持ちの方は、令和6年7月31日に 有効期限が切れます。8月1日以降 の限度額認定証が必要な方は、8月 1日以降に申請してください。

問国保年金課 本2階

10 2 8 7 - 2 3 - 8 8 5 7

税



国民健康保険税納税通知書および 後期高齢者医療保険料額通知書を 発送します

7月12日金に通知書を発送します。 通知書が届いたら必ず開封して内容 をご確認の上、納付書払いの場合は 納期限までに納付してください。

- ●対象者 納付書払いまたは口座振 替をされている方
- ※昨年度まで年金天引きの方でも、 条件に該当しなくなり納付書払い に切り替わることがあります。
- ※年金天引きをされている方には8 月下旬に通知書を送ります。
- ●納期限7月31日承(第1期分) 【減免制度】

特別な事情により生活が困窮し納 付が困難な場合は、申請により減免 になる場合があります。

【国民健康保険税の軽減制度】

倒産・解雇・雇い止めなどにより 離職された方は、申告により保険税 が軽減になる場合があります。

※詳細は、通知書に同封のチラシ、 または市IPをご確認ください。

問国保年金課 本2階

10 2 8 7 - 2 3 - 1 1 2 0

市民税・県民税の申告相談

- ●対象者 令和 5 年中の収入につい て、まだ申告がお済みでない方
- ※申告がない場合、各種行政サービ ス(国民健康保険税の算定など) に影響する場合があります。
- ●日時 7月17日泳~19日金
- ●場所 市役所本庁舎1階 市民協働 ホール
- ●持ち物 ▶令和5年中(令和5年1月1 日 ~ 令和5年12月31日)の所得内容が 分かるもの。給与所得者は源泉徴収 票、事業(営業や不動産賃借など)の収 入があった方は収支内訳書(収入と経 費が分かるもの) ▶所得控除の証明書 など(生命保険の支払証明書、障害者 手帳など) ▶個人番号の記載に関する 書類(次の①と②いずれか)
- ①マイナンバーカード(コピーの場 合は両面)
- ②通知カードと、身元が確認できる 書類(運転免許証または健康保険 証など)

問税務課 本2階

10 2 8 7 - 2 3 - 8 7 2 5

ストップ滞納! 市税などの納付は口座振替が便利です

Ⅲ0287-23-8703 **Ⅲ**0287-23-8639 間税務課 本 2 階

税は、私たちが安心して健康な暮 らしを送るために重要な役割をもっ ており、福祉や教育、道路整備など の行政サービスを提供していくため の大切な財源です。

市では、公平な徴収により納税者 の信頼を確保するためにも、滞納整 理(納付を促したり、相談に応じた りすること)を推進しています。

●納期限内に納付しましょう

税は、納期限内に自主的に納めて いただくことが原則です。

納期限内に納めない方がいると、 財源不足となり、行政サービスに支 障をきたします。さらに、税を納め た方との間で負担の公平さを欠くこ とになりますので、納期限内の自主 納付にご協力ください。

●差押えを強化しています

収入や財産がありながら市税など を納付しようとしない滞納者に対し て、滞納処分(財産の差押えなど)を 強化しています。

法律により、督促状が発送された 日から起算して10日を経過した日 までに完納しなかったときには、滞 納者の財産(預貯金、給与、生命保険、 不動産など)を調査した上で、差押 えなければなりません。

また、お宅を訪問しての「捜索」は、 税を徴収する職員に認められた権限 で、裁判所の令状は不要です。捜索 時に発見された換価価値のある財産 (生活に欠かせない財産以外)は、差 押えることになります。例えば、自 動車の差押え(タイヤロック)をする 場合もあります。

差押えた物品などは、インター ネット公売などで売却し、滞納して いる税に充てます。

●事情がある場合は相談を…

にあったなど、収入や支出が著しく 変動したことにより市税などを納期 限内に納付することが困難な場合 は、早めに税務課まで連絡し、納税の 相談をしてください。毎週水曜日は、 延長窓口として19:00まで対応して

なお、相談の際には、直近3か 月程度の生活状況などをお聞きしま すので、収入や支出の分かる明細書 などをご用意ください。

また、納税相談の結果、分納が認 められ、誓約書を取り交わしたにも かかわらず納付計画どおり納付が守 られない場合や、納税相談時の申し 出が虚偽であった場合は、滞納処分 の対象となります。

【便利な口座振替をご利用ください】

口座振替は、皆さまが指定した預 貯金口座から、市税などを自動的に 振り替えて納付するものです。口座 振替を利用すると、納め忘れがなく、 確実に納期限日に納付できるので、 忙しい方や共働きの家庭など、時間 に余裕のない方にはとても便利で安 心な仕組みです。

また、非接触型の納付方法として、 口座振替をお勧めしています。

●口座振替納付促進キャンペーンを 実施しています

国民健康保険税の口座振替納付促 進強化期間(7月からの2か月間)と して、県内統一のPRを実画機関 施します。この機会にぜひ 口座振替をご利用ください。回来は

●口座振替できる税金など(税務課 取扱分)

- ▶市県民税
- ▶固定資産税・都市計画税(単有・ 共有名義〈○○外○名〉、代表相続人 病気入院や失業・事業の廃止・災害!など、納税義務者は別人扱いで、そ

れぞれに手続きが必要)

- ▶軽自動車税(種別割)(車両指定不可)
- ▶国民健康保険税(世帯主課税のた め、世帯主名での手続きが必要)
- ▶介護保険料
- ▶後期高齢者医療保険料

●申込方法

足利銀行、栃木銀行、大田原信用 金庫、白河信用金庫、烏山信用金庫、 那須信用組合、那須野農業協同組合、 ゆうちょ銀行(郵便局)の本店または 支店に備え付けの「大田原市公金口 座振替依頼書兼解約届(自動払込利 用申込書兼廃止届書)に必要事項を 記入し、通帳届出印を押印の上、金 融機関窓口へ提出してください。

●申込みに必要なもの

- ▶納税通知書(納税義務者名を正確 に記入するため)
- ▶□座振替をする預貯金通帳
- ▶通帳届出印

●注意事項

- ▶申し込みから振替開始まで50日 程度かかります。市での登録手続き が完了すると「口座振替開始通知書」 (ハガキ)が届きます。
- ▶広報おおたわら4月号掲載の「市 税等納期限一覧表」に記載のない期 別や登録手続きに間に合わなかった ものは、口座振替できません。



大田原市でリフォームをするならLIXILリフォームショップ七浦建設におまかせください 毎週土日 トイレ&窓リフォームは今がチャンス!

子育てエコホーム支援事業&先進的窓リノベ事業

補助金と省エネ効果でWでお得!

リフォーム 至 -緒が断象

LIXILリフォームショップ 七浦建設

お問い合わせは

Web予約フォーム >> **3** 0287-47-4701





〒324-0021 大田原市若草1-1330 営業時間 9:00~17:30 休業日 水曜・祝日 ※財源確保のため、有料広告を掲載しています。